

安城市競争入札心得書

昭和52年12月1日施行
昭和59年4月1日改正
平成2年4月1日改正
平成4年4月1日改正
平成9年4月1日改正
平成12年4月1日改正
平成15年8月1日改正
平成15年10月1日改正
平成16年4月1日改正
平成17年4月1日改正
平成17年9月1日改正
平成20年4月1日改正
平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成20年10月1日改正
平成28年4月1日改正
令和2年4月1日改正
令和7年11月1日改正

(趣旨)

第1条 この心得は、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号。以下「規則」という。）に基づき、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、安城市（安城市土地開発公社及び安城土地改良区を含む。以下「市」という。）が行う条件付き一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この心得書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 参加資格 条件付き一般競争入札に付す案件において、当該入札の参加申請をした者のうち市が当該入札への参加を承認したもの又は指名競争入札に付す案件において、当該入札の指名通知をしたものに係る資格をいう。
- (2) 電子入札 愛知県及び同県内の市町村等が共同で運営する、あいち電子調達共同システムを利用した入札方法をいう。
- (3) 郵便入札 市が指定した郵便方式により行う入札をいう。
- (4) 入札公告等 条件付き一般競争入札に付す案件における入札の公告及び指名競争入札に付す案件における指名通知書をいう。
- (5) 設計図書 競争入札に付す案件の設計書、図面、仕様書等をいう。

(参加資格の取消し)

第3条 入札参加者が、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱（平成5年4月1日施行）第3条に該当したときは、参加資格を取り消す。

第4条 入札参加者の経営、資産又は信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、参加資格を取り消すことがある。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上で入札公告等

に指定された入札保証金（入札保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）を納めなければならない。ただし、規則第 12 条の規定に該当し、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないと認めたときは免除する。

2 前項の規定による入札保証金に代わる担保及びその価値は、規則第 10 条の規定によるものとする。

3 入札保証金は、落札者以外の者に対しては、落札者が決定した後、落札者に対しては、契約が確定した後に還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金については、当該落札者の同意を得て契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

4 入札保証金には利息を付さない。

（入札の基本的事項）

第 6 条 入札参加者は、市から指定された設計図書等その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

2 設計図書に誤記又は脱漏があった場合において、当該誤記又は脱漏が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱漏を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第 1 項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、設計図書において単価によるべきことを指示した場合は、その指示するところによる。

（公正な入札の確保）

第 6 条の 2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札）

第 7 条 入札参加者は、入札書（様式第 1）及び入札書封筒（様式第 2）に必要な事項を記載し、記名及び押印のうえ、入札公告等に示した日時及び場所において契約担当者の指示により提出しなければならない。

2 電子入札にて入札を行うときは、前項に規定する必要な事項を電子的方式により作成し、送付しなければならない。

3 郵便入札を行うときは、入札書封筒（郵便）（様式第 3）を使用し、書留郵便その他発送の事実を証することができる方法により郵送しなければならない。

4 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をしてあらかじめ期限を定めて委任状を提出させなければならない。

5 入札参加者は、あらかじめ工事費内訳表又は業務費内訳表の提出を指示された工事又は設計、測量等の委託については、入札時に、当該工事の工事費内訳表又は当該設計、測量等の委託の業務費内訳表を提出しなければならない。ただし、公正な入札を妨げるおそれのある情報が寄せられた場合には、工事費内訳表又は業務費内訳表のほかに明細書及び代価表を提出しなければならない。

（入札の辞退）

第7条の2 参加資格を有する者は、自己の入札の完了（入札書が入札箱に投入された時とする。この場合において、電子入札の場合は入札書の送信が完了した時、郵便入札の場合は入札書を契約担当者が受領した時とする。）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 参加資格を有する者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第4）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

（2）入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

（3）前2号の規定にかかわらず、電子入札にあつては、電子入札システムにより入札書受付締切日時までに辞退届を送信して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の参加資格について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）

第8条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の延期又は中止）

第9条 開札前において、天災地変、公正な入札が妨げられるおそれその他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

2 開札前において、条件付き一般競争入札にあつては入札者がなく、指名競争入札にあつては入札者の数が2未満のときは、それぞれ入札を中止するものとする。

（開札）

第10条 開札は入札の場所において、入札書の提出後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち合わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

3 前2項の規定にかかわらず、郵便又は電子入札にて入札を行うときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができるものとする。

（入札の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札参加者の資格を有しない者のした入札

（2）入札保証金を納付しない者（規則第12条の規定により、入札保証金を免除されたときを除く。）のした入札

（3）所定の日時までに所定の場所に持参しない入札

（4）入札に際して談合等による不正行為があつた入札

（5）事前に入手している情報どおりの入札結果となつた入札

（6）同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札

- (7) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札（ただし、電子入札を除く。）
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 入札書に当該入札に関係のない事項を記載した入札
- (12) 公正な入札を妨げるおそれのある情報が寄せられた場合において、
工事費内訳表又は業務費内訳表のほかに明細書及び代価表を提出しない
者のした入札
- (13) その他あらかじめ指示した事項に違反した入札
(落札者)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

(落札決定の保留)

第12条の2 入札に関し、不正が行われた疑いがあると認められるときその他必要があると認められるときは、前条の規定により落札となるべき入札をした者を落札者に決定することを保留することができるものとする。

(再度入札)

第13条 開札をした場合において、落札とすべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度入札を行うことができる。ただし、入札執行回数は原則として3回を限度とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表したものについては、再度入札は、行わないこととする。

3 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

- (1) 第11条各号の規定に該当する入札
- (2) 最低制限価格を下回った入札
- (3) 前回の入札における最低価格以上の入札

(再度入札の入札保証金)

第14条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、該当入札参加者に通知し、当該入札参加者が直接「くじ」を引き、落札者を決定する。ただし、当該入札参加者に通知できない等の場合は、入札事務に関係のない職員が代理で「くじ」を引くことができるものとする。

2 前項により「くじ」を引く者は、代表権を有する必要はないものとする。

3 当該入札参加者が「くじ」引きを拒否することは、第8条の規定により認めないものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、電子入札システムによる入札で同価の入札

をした者が2人以上あるときは、電子くじ機能により落札者を決定する。

（入札結果の通知）

第16条 開札をした場合において落札者がある場合は、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときにはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となる者が、開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

2 前項の規定にかかわらず、郵便又は電子入札にて入札を行うときは、市長が適当と認める方法によりその旨を連絡する。

（契約書の作成）

第17条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた場合は、遅滞なく契約書（契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 落札者が、前項の規定に基づく契約を締結しないときは、その効力を失うことがある。

（契約書作成の省略）

第18条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ、入札公告等により指示をする。

（契約の確定）

第19条 契約は、契約書を作成する契約にあつては市が落札者とともに契約書に記名押印したとき（又は地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名（以下「電子署名」という。））、請書による契約にあつては落札者が請書に記名押印又電子署名したときに確定する。ただし、10万円以下の契約においては、これを省略することができる。

2 落札者が契約までに入札公告等にて指示した入札参加条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。

3 契約を締結するまでの間に、落札者が安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱別表第1から別表第4各号（以下「要綱別表各号」という。）に掲げる停止要件のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合においては、安城市は一切の損害賠償の責めを負わない。

（入札保証金の没収）

第20条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、市に帰属する。

（議会の議決を経なければならない契約）

第21条 工事又は製造の請負で、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、安城市議会の議決を経た上で契約を確定する。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292

号) 第40条第1項の規定の適用を受ける水道又は下水道事業に係るものについては、この限りでない。

- 2 議会の議決を経るまでの間に、請負者が要綱別表各号に掲げる停止要件のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。この場合においては、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

(優先順位)

第22条 電子入札により入札を行う場合の取扱いは、安城市電子入札実施要領(平成28年4月1日施行)又は安城市物品等電子入札実施要領(平成28年4月1日施行)の規定を優先する。

様式第1（その1）（第7条関係）

入札書

年 月 日

安城市長

入札者 住 所
氏 名
〔名称及び〕
代表者氏名
受任者

印

印

安城市競争入札心得書を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

金	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、次の工事又は委託業務の請負金として

- 1 工事（委託業務）名
- 2 路線等の名称
- 3 工事（委託）場所

備考 1 金額は算用数字を用い、頭に¥の文字を記入すること。
2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。ただし、金額欄の訂正は無効とする。

様式第1（その2）（第7条関係）

入札書

年 月 日

安 城 市 長

入札者 住 所
氏 名
(名 称 及 び)
(代 表 者 氏 名)
受 任 者

⑨

⑨

安城市競争入札心得書を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記物品の代金

品 名 ・ 品 質 ・ 規 格	数 量	単 価	金 額

- 備考 1 金額は算用数字を用い、頭に¥の文字を記入すること。
- 2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。ただし金額欄の訂正は無効とする。

様式第 2 （第 7 条 関 係）

表

安 城 市 長
入 札 書 在 中

裏

印	入札者 (見積者)	住所	印
		氏名 〔 名 称 及 び 〕 〔 代表者氏名 〕	

様式第 3（第 7 条関係）

入札書封筒（郵便）

安城市指定サイズ

表面

安城郵便局留		4 4 6 8 7 9 9
安城市役所 契約検査課 行		
入札書在中		
開札日	年 月 日開札	
件 名		

長さ 23.5 cm 幅 12 cm

裏面

差出人	所在地	
	会社名	

- ◎一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかにより差出しが確認できる郵送方法とする。
- ◎上記事項は、必ず明記するものとする。
- ◎封筒は、必ずのりで閉じることとする。
- ◎入札公告等で工事費内訳表の提出を指示した案件については、工事費内訳表も同封すること。

様式第4（その1）（第7条の2関係）

入 札 辞 退 届

年 月 日

安城市長

住 所
氏 名

印

〔 名 称 及 び
代表者氏名 〕

下記について指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

1 工事（委託業務）名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 （ 委 託 ） 場 所

4 辞 退 理 由

様式第4（その2）（第7条の2関係）

入 札 辞 退 届

年 月 日

安 城 市 長

住 所
氏 名
〔 名 称 及 び 〕
〔 代表者氏名 〕

⑩

下記について指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

1 品 名

2 規 格 ・ 数 量

3 納 入 場 所

4 辞 退 理 由